

「生命の教育」創始者 谷口雅春先生 今月の言葉

# 日本国の「建国の理想」に学ぼう

日本国家はまず「理念」があつて形づくられた

国家というものも唯物論的に言えば、小さい個人個人という細胞が契約をして、そしてこういう国を拵こしらへておけば個人に都合が良いというので拵こしらえたのであれば、これは人民主権だと言えるでしょう。人民主権と云うことは人体にたとえてみれば細胞主権ということに当ります。併しかし国家が有機的生命体である以上、一つ一つの細胞が主権をもつておると云うことは不合理なのであります。人体は人体として、ある目的をもつてつくら

れたように、国家も、国そのものに目的とする「理念」があつて、その理念目的の姿に住民が結びついて国家が形成されたのであります。少くとも日本民族は、国というものを一つの生きものとして、又また体と同じように、一つの理想を有つ一個の「有機的生命体」であるとして考えたのであります。それが日本の民族精神であります。だから日本人の民族精神の表現である『古事記』には、人間の生れるまでに先ず「国」があるのであります。「国わかく浮うき油あぶらの如ごとくして暗くら気げなすただよえるときに生あれましし神みの御名なは……」と書かれております。

先ず国家の「理念」があつて、其の理念が具象化して瓊々杵命なる姿になつて天降つてきて、その理念が沢山人間という細胞をうみ出した。それが日本民族であつて、その民族が、それを生みだした「大和」の理念に従つて一大団結して建国したところの国が日本国として実現したのであります。だから日本民族の「理念」というか「精神」というか「魂」というか「指導理念」といふべきか、とも角、そういう「精神的なもの」が天降つてきてそれが子孫をうみまして、そこに一大団結するところの国家が形成されたのであります。それを譬喩的に又は、象徴的に言つと、「天孫降臨」と云ふことになるのです。

(新装新版『真理』第7巻269〜270頁)

## 日本国は天皇を中心とした国家である

神話的に云いますならば、日本国家は、天照大御神の理念の中に先ず造られて、それが「千五百秋の瑞

穂の国は世々わが子孫の王たるべき地なり」と云う天孫降臨の神勅となつてあらわれております。神話と云うのは、作者が誰と云う一定の人間ではなくて古代の民族が、その民族全体の精神によつて作られたものであつて、民族全体の一致した信念の協同作品と云うようなものであります。この民族全体の協同信念によつて各人が集団して、日本は天皇中心の国家を形作つたのでありますから、日本国家が天皇中心の国家であると云うことは最も民主的なことであります。この民族全体の協同精神が謂わば日本国家の設計のようなものであつて、その協同精神の通りに、形の世界の日本国は、家が色々の材料が集められて徐々に出来上るやうに、出来たのです。だから日本国家の本質及び設計は、天皇国家の姿をとるべく日本民族全体の心の中に既にあつたのであります。それが世の中の進むに従い、形の世界に徐々に出来上つて来たのであります。そして神武天皇が大和に都を奠め給うたのは、天皇中心の国と云う日本民族全体の精神が具体化した第一期工事の

完成だと云うことになります。

(新装新版『真理』第1巻64～65頁)

全世界の人類は互いに兄弟であるという

神武天皇の「建国の理想」

最近、日本民族の中にも海外から輸入された思想にかぶれて、日本が天皇国家の形をとる必要はないと力説する人がありますけれども、古代の日本の建国のときの日本民族精神の協同製作による日本国が吾々の祖国であるとするれば、そしてその祖国のつづきが日本国であるとするれば、吾々が先祖から引継いだ国は、やはり天皇中心の国家でなければなりません。そうでなければ、もうその国は、吾々が古代の先祖から引きついで日本国ではない、別の国だと云うことになりません。

ところが、神武天皇の建国も神話であって、神武天皇は実在の人物でなかったと云う人が、戦後に日本の歴

史家の中にも出て来たのであります。併し神武天皇が実在であろうがなかるうが、その神話を古代の日本民族がつくつたと云うこと其のことが大切であって、日本の国を建設した古代民族の心の中にある「建国の理想」が、人格的に表現されて「神武天皇」となったのであります。そしてその神武天皇が、建国の理想として「八紘を蔽いて宇と為さん」と仰せられた。これを吾々は一口に「八紘一字」の建国の理想と申しておりますが、これを、まるで世界侵略思想のように外国人は巢鴨法廷(編註・東京裁判)で裁判したのであります。が、天地間に外国は無い、何処も彼処も一家族で兄弟であると云う理想を表現せられたのであります。このように、日本国はその建国のはじめから、全世界の人類は互に兄弟であると云う民主主義理想のリーダーとして神武天皇が描かれているところに日本民族の理想を見るべきであります。

(新装新版『真理』第1巻65～66頁)